

豊中市シルバーハウジング生活援助員派遣事業仕様書

1. 事業の目的

この事業は、入居者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう配慮された高齢者世話付住宅(以下「シルバーハウジング」という。)及び一部の市営住宅の一般住戸に生活援助員を派遣し、安否確認、緊急時の対応等のサービスを提供することにより、入居者の在宅生活を支援することを目的とする。

※「一部の市営住宅の一般住戸」とは、すでに生活援助員を派遣している一般向け住戸。

2. 委託期間

令和6年(2024年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日までとする。

3. 委託業務内容

(1) 安否確認

ICT見守りサービス(以下「ICT見守り」という。)を活用した安否確認を基本としつつ、対面確認が必要な入居者には、対面で安否確認を実施する。

※ICT見守りサービス

通信機能が一体となったLED電球による見守りサービス。24時間電球に点灯/消灯の動きがない場合、事前に設定した通知先(メールアドレス)にメールでお知らせが届く。

※委託契約締結後、受注者に実施するICT見守り等にかかる説明会に参加すること。令和6年4月にICT見守りが始まってからは、生活援助員は入居者の状況に変更(入退院・施設利用・死亡・転出等)があるたびに設置事業者と連絡を行うこと。

※説明会終了後入居者に事業内容の変更通知等を行う。その後各入居者宅にICT見守り機器の設置(電球の取り付け)を行い、今年度中に設置を終了する予定。

(2) 緊急時の対応

生活援助員の勤務時間内に入居者が緊急通報装置ボタンを押した場合、又は緊急対応を要する場合、生活援助員は入居者宅に駆けつけ安否等の確認を行う。必要と判断した場合は、あらかじめ預かっている合鍵で開錠し入居者の状況を確認する。また、状況に応じて、家族・親族及び関係機関(警察・消防等)への連絡を行う。

(3) 一時的な家事援助

入居者の依頼に基づき、電球の交換等ごく簡易な援助を行う。

(4) 事業所内での情報共有・支援の取組み

心配事や健康等の相談に応じるとともに、多様な入居者の生活ニーズや課題に対応できるよう、月1回以上事業所内でケース会議等を実施し、情報を共有する。必要に応じて地域包括支援センターや地域の関係機関と連携し、入居者に応じた支援に繋げ、入居者が安心して暮らせるよう努める。また、入居者が地域住民と交流を図れるよう、地域の社会資源の把握に努め、交流の場に導くなど、入居者が地域へ社会参加できるよう可能な限り支援を行う。

(5) 団らん(談話)室等の活用及び維持管理

生活援助員室及び団らん(談話)室の維持管理を行う。入居者(生活援助員の派遣を受けている世帯)の孤立予防や相互の交流を図る場として、催し等を企画し実施するなど団らん(談話)室の活

用を図る。また、必要に応じて他機関等と連携し、入居者（生活援助員の派遣を受けている世帯）の介護予防活動・生きがい活動等の場として提供する。

(6) 入居者情報の更新等

入居者情報の把握に努め、1年に1回以上の頻度で必要な入居者情報を更新する。入居者情報は、安否確認一覧表で発注者に通知する。

(7) 事業所本部等のバックアップ

事業所本部は、安否確認や災害発生時を含む緊急時の対応、各種相談等において、必要に応じて現場のバックアップ、情報共有を行う。そのため、あらかじめ事業所本部等と生活援助員との連携・協力体制を整備する。

※土日祝日は、基本的に「安否確認」と「緊急時の対応」を行う。

4. 生活援助員資格要件

次の項目を満たしている者とする。

- (1) 高齢者及び障害者の福祉に関し理解と熱意を有し、生活援助員の業務内容を適切に提供する能力を有すること。
- (2) ホームヘルパー、看護師、生活指導員等の資格又は、これらの職歴を有することが望ましい。若しくは事業所内での研修・指導等を受け、これに準ずる能力を有すること。

5. 生活援助員勤務形態等

生活援助員の勤務形態等は、次のとおりとする。

(1) 勤務場所及び勤務時間

下記のシルバーハウジング住宅(一部の市営住宅の一般住戸を含む)に併設する生活援助員室等。平日の休憩時間は1時間以内とし、生活援助員複数人配置の住宅では交替制とする。

住宅名	住所	平日勤務時間	土日祝勤務時間
市営三国住宅	豊中市三国2-1-1	9時～16時	9時～11時
市営野田第二住宅	豊中市野田町17-1		
市営原田住宅	豊中市原田元町2-21-10		
府住宅供給公社豊中B団地	豊中市服部本町5-2-7		
市営アルビス旭ヶ丘住宅	豊中市旭丘1-10		
市営島江西住宅	豊中市島江町1-2-8		
府営上新田住宅	豊中市上新田4-18-1・2		
市営向丘住宅	豊中市向丘3-9-8		

(2) 年末年始の勤務体制

12月29日から1月3日の安否確認体制については2日以上空けないよう実施するものとする。あらかじめ事業所は生活援助員年末年始業務状況表を発注者に提出するものとする。

(3) 前各号以外の対応

生活援助員の勤務時間以外及び日常業務を要しない日の緊急時(災害時も含む)については、事業所本部と警備会社が対応するものとする。

- (4) 団らん(談話)室等の管理
 団らん(談話)室等の開放時間は、生活援助員の勤務時間帯とし、生活援助員が管理を行う。
- (5) 配置基準
 生活援助員の配置基準については、概ね30世帯に1人の配置を基準とし、下記のとおりとする。なお、下記住宅のうち6か所の市営住宅のシルバーハウジングの新規入居募集は行っていない。

住宅名	生活援助員数		世帯数(令和5年5月末現在)		
	平日	土日祝	合計世帯数 ア)+イ)	ア) 高齢者 世帯数	イ) 車いす 世帯数
市営三国住宅	3人	2人	89	76	13
市営野田第二住宅	1人	1人	20	15	5
市営原田住宅	1人	1人	32	30	2
府住宅供給公社豊中B団地	1人	1人	12	12	0
市営アルビス旭ヶ丘住宅	1人	1人	33	29	4
市営島江西住宅	1人	1人	14	11	3
市営向丘住宅	2人	1人	61	55	6
府営上新田住宅	2人	1人	62	62	

6. 台帳・マニュアルの整備

生活援助員は、入居者生活記録カード及び業務日誌を個人情報に配慮し整備及び保管し、発注者が提示を求めた時は、直ちに提示できるようにするものとする。

7. 報告書類等

毎月、生活援助員派遣事業報告書、シルバーハウジング入退去状況表、生活援助員派遣事業実施状況表、安否確認簿を翌月4日までに発注者へ提出するものとする。

年度末の事業終了後には、速やかに事業収支報告書を発注者へ提出するものとする。その他受注者は発注者が指示する報告又は資料を提出するものとする。

8. 委託料の内容・支払い

委託料の年額の上限は募集要領の「2. 募集対象業務」の(5)のとおり。生活援助員に係る人件費(交通費含む)、受注者本部の現場支援及び実績報告等事務費にかかる人件費、研修費、消耗品費、団らん(談話)室活用費を含む。生活援助員室等にかかる光熱水費、電話代(携帯電話代を含む)は発注者が支払う。委託料は受注者からの請求により、契約時に定める金額を四半期に分けて支払う。

9. 労働基準法の遵守

受注者は労働関係法令を遵守し、生活援助員の労働環境に配慮すること。

10. 個人情報の保護

生活援助員は、入居者のプライバシーの尊重に万全を期さなければならない。生活援助員及びこの事業に関係する者は、事業に関して知り得た個人情報を正当な理由なく漏らしてはならない。

11. 苦情処理体制の整備

入居者等とのトラブル、入居者間のトラブルなどが発生した際の受注者の苦情処理体制を整備する。

苦情処理責任者を置き、発注者への報告体制等を構築する。

12. 研修等の実施

受注者は生活援助員が基本的人権について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権啓発に係る研修を行い、その内容を人権研修報告書で発注者へ提出しなければならない。また、人権啓発以外にも生活援助員の資質向上に繋がる研修等の取組みを実施すること。

13. その他

本仕様書に記載のないものについては、発注者と協議するものとする。